



自転車も交通ルールを守ろう！

自転車安全利用五則を守りましょう！

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様にお酒を飲んだときは、運転してはいけません。



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



3 夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



5 ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



ながらスマホも禁止！



自転車は気軽に乗れて便利ですが、「車両」であることを忘れないでね！



港警察署 交番だより ここから読めます



110番は緊急電話です

事件・事故 緊急事案は110番 警察の相談ダイヤル #9110

愛知県警察

愛知県港警察署

052-661-0110